

ミニテスト① ～さあ、問題を解いてみよう！～

次の記述について、正しいものには○、誤っているものには×を、解答欄に記入しなさい。

- 問1：不動産の売買契約は、当事者の意思表示の合致のみでは成立せず、その成立には契約書の作成も不可欠である。
- 問2：公序良俗に反する契約は、取り消すことができる。
- 問3：A所有の甲土地について、AとBとの間で売買契約が締結されたが、AがCの詐欺によりBと当該契約を締結した場合、Aは、Bがその詐欺の事実を知っているか、不注意により知らないときでなければ、売買契約を取り消すことができない。
- 問4：A所有の甲土地について、AとBとの間で売買契約が締結されたが、AがCの強迫によりBと当該契約を締結した場合、Aは、Bがその強迫の事実を知っているときでなければ、売買契約を取り消すことができない。
- 問5：A所有の甲土地につき、AとBとの間で売買契約が締結された場合で、Aの「土地を1,000万で売却する」という意思是真意ではなく、Bもその旨を知っていたとき、売買契約は無効である。
- 問6：Aが債権者からの差押えを免れるため、Bと通謀してA所有の甲土地をBに仮装譲渡する契約を締結し、Bの名義に所有権移転登記をした後、Bが甲土地を善意無過失のCに売却した場合、Aは、Cが所有権移転登記を受けていなければ、Cに対して甲土地の所有権を主張することができる。
- 問7：A所有の甲土地について、AがBに対し売却の意思表示をしたが、その意思表示に錯誤があり、その錯誤が取引上の社会通念に照らして重要なものであった場合、Aは、重大な過失があるときは、原則として自らその取消しを主張することができない。

解答欄

問1	問2	問3	問4	問5	問6	問7